

改正

平成25年3月19日

平成26年7月29日

平成27年12月8日

令和2年7月17日

令和3年10月1日

令和6年4月1日

いわき市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転又は土砂災害対策建築物の改修等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金等を交付するものとし、その交付については、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険住宅 次のアからウまでのいずれかに該当する区域に存する、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項に規定する建築物（以下「既存不適格建築物」という。）に該当するもの又は次のアからオまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

ア 福島県建築基準法施行条例（昭和26年福島県条例第60号）第5条第2項の規定により構造耐力上安全な擁壁を設けなければならない区域

イ 建築基準法第39条第1項に基づき指定された災害危険区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成20年法律第57号。

以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）

エ 土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定さ

れる見込のある区域

オ 補助対象事業に着手した時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

（2） 土砂災害対策建築物 土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定について、既存不適格建築物に該当するものをいう。

（3） 土砂災害対策改修 建築物を政令第80条の3の規定に適合するよう改修することをいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱において補助金等の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 危険住宅に居住する者。

（2） 土砂災害対策建築物の所有者。

2 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（1） この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他公的な機関から補助金を受けていないこと。

（2） 市税の滞納が無いこと。

（3） いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかの事業を行つたときは、補助対象事業として補助金等を交付することができる。

（1） 危険住宅の除却等（取り壊し若しくは移転又は倉庫、物置等他の用途への変更をいう。以下同じ。）

（2） 土砂災害対策建築物について行う土砂災害対策改修

2 市長は、前項第1号の規定により補助金等を交付したときは、次の各号に掲げる事業を補助対象事業として補助金等を交付することができる。ただし、危険住宅がいわき市防災集団移転促進事業に係る住宅移転事業補助金交付要綱（平成24年11月15日制定）第1条に規定する移転促進区域内（以下「移転促進区域内」という。）にある場合はこの限りでない。

（1） 危険住宅の代替住宅の建築（購入を含む。）及び改修

（2） 代替住宅を建築する敷地の購入

(補助対象経費及び交付基準)

第5条 この要綱において補助の対象となる補助対象経費、交付基準及び限度額等は、前条各号に規定する事業の区分に応じ、別表に定めるとおりとする（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

(申請書の提出期日及び添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、毎年5月末日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運転免許証、旅券その他申請者が本人（代理人が申請する場合にあっては、代理人であることが確認できる書類の写し）
- (2) 世帯全員の住民票の写しその他危険住宅又は土砂災害対策建築物に居住している者が確認できる書類
- (3) 危険住宅又は土砂災害対策建築物に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写しその他危険住宅又は土砂災害対策建築物の建築年月日がわかるもの
- (4) 市税の滞納が無いことを証する書類（申請日の30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (5) 第3条第2項第3号に規定する暴力団員又は社会的非難関係者に該当しない者であることを市が関係機関に照会することに対する同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第1項第1号及び第2項に規定する事業については、次の各号に掲げる書類を追加して提出するものとする。

- (1) 危険住宅の付近見取図、配置図、敷地断面図、現況外観写真等
- (2) 移転建築計画の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図
- (3) 移転に要する費用を記載した見積書
- (4) 借入金支払利息見積書及び移転費用等見積書
- (5) 危険住宅に係る登記事項証明書その他危険住宅の所有者がわかるもの
- (6) 危険住宅の所有者が居住者と異なる場合は、所有者の危険住宅を除却等する旨の同意書

4 第4条第1項第2号に規定する事業については、次の各号に掲げる書類を追加して提出するものとする。

- (1) 土砂災害対策建築物が政令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる資料
- (2) 土砂災害対策建築物の付近見取図、配置図、敷地断面図、各階平面図、立面図、現況外観写

真等

(3) 土砂災害対策改修が政令第80条の3の規定に適合するものであることが確認できる図面等

(4) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書又はその写し

(5) 土砂災害対策建築物に係る登記事項証明書その他土砂災害対策建築物の所有者がわかるもの

5 規則第4条第1項第2号及び第3号までに掲げる書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定に当たっては、規則第5条第1項の規定にかかわらず、国又は国及び県の補助の決定を待つて交付の決定を行うものとする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第12条第2号に規定する書類は次の各号のとおりとする。

(1) 第4条第1項第1号及び第2項に規定する事業については、次の各号に掲げる書類

ア 危険住宅の代替住宅の建築及び改修に係る工事中及び完了時の写真（代替住宅を購入した場合は当該住宅の写真）

イ 代替住宅の建設、改修、又は購入（土地代を含む）及び危険住宅の除却等の実施に関する契約書等の写し

ウ 代替住宅の建設、改修、又は購入（土地代を含む）及び危険住宅の除却等に係る領収書の写し

エ 危険住宅の除却等が確認できる書類

オ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（危険住宅の代替住宅の建築が同法第6条第1項の規定にする工事に該当する場合に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第1項第2号に規定する事業については、次の各号に掲げる書類

ア 土砂災害対策改修の工事中及び完了時の写真

イ 土砂災害対策改修の実施に関する契約書等の写し

ウ 土砂災害対策改修に係る領収書の写し

エ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（土砂災害対策改修が同法第6条第1項の規定にする工事に該当する場合に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年6月1日から実施する。
- 2 がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和48年9月1日実施）は、廃止する。

附 則（昭和57年1月1日）

この要綱は、昭和57年1月1日から実施し、昭和56年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成25年3月19日）

この要綱は、平成25年3月19日から実施し、平成25年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成26年7月29日）

- 1 この要綱は、平成26年7月29日から実施する。
- 2 改正後の別表の規定は、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施する者のうち、危険住宅の除却等に要する経費、危険住宅の代替住宅の建築（購入を含む。）に係る費用又は代替住宅を建築する敷地の造成に係る費用（以下「危険住宅の除却等に要する経費等」という。）について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第2条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第96号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課せられる者について適用し、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施する者のうち、危険住宅の除却等に要する経費等について、消費税法改正法第2条の規定による改正前の消費税法の規定による消費税及び地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方消費税が課せられる者については、なお、従前の例による。

附 則（平成27年12月8日）

この要綱は、平成27年12月8日から実施し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年7月17日）

この要綱は、令和2年7月17日から実施する。

附 則（令和3年10月1日）

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	交付基準	限度額
第4条第1項 第1号の事業	危険住宅の除却等に 要する経費	(1) 除却費 (2) (1)以外の経費	(1) 社会資本整備総合交付金 交付要綱（平成22年3月26日付国 官会第2317号）附属第Ⅲ編イ－16 －(12)－1の表危険住宅の除却 等に要する経費（除却等費）の項 限度額の欄に定める除却工事費 とする。（ただし、1申請当たり 除却工事費の算定基礎となる延 べ面積が130㎡を超えるときは延 べ面積を130㎡として除却工事費 を算定する。） (2) 社会資本整備総合交付金 交付要綱（平成22年3月26日付国 官会第2317号）附属第Ⅲ編イ－16 －(12)－1の表危険住宅の除却 等に要する経費（除却等費）の項 限度額の欄に定めるその他除却 等に要する費用とする。
第4条第2項 第1号の事業	危険住宅の代替住宅 の建築（購入を含 む。）及び改修に要 する資金として金融 機関等から資金の融 資を受けた場合にお ける当該融資に係る 利子	金融機関等から融資を受け た場合の利息に相当する額 （借入れ利率年8.5パーセン トを限度）	1戸当たり3,250千円を限度とす る。ただし、危険住宅が移転促進 区域内にある場合は、1戸当たり 4,570千円を限度とする。
第4条第2項	代替住宅を建築する	同上	1戸当たり960千円（土地のみ）

第2号の事業	敷地の購入に要する資金として金融機関等から資金の融資を受けた場合における当該融資に係る利子		を限度とする。ただし、危険住宅が移転促進区域内にある場合は、1戸当たり2,657千円（土地2,060千円、敷地造成597千円）を限度とする。
第4条第1項 第2号の事業	土砂災害対策改修に係る経費	土砂災害対策建築物について行う土砂災害対策改修に係る工事費	土砂災害対策改修に係る工事費の23%を限度とする。ただし、当該工事費の対象額は3,360千円を限度とする。